

大村市立黒木小学校いじめ防止基本方針

【 学校基本方針の目的 】

いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

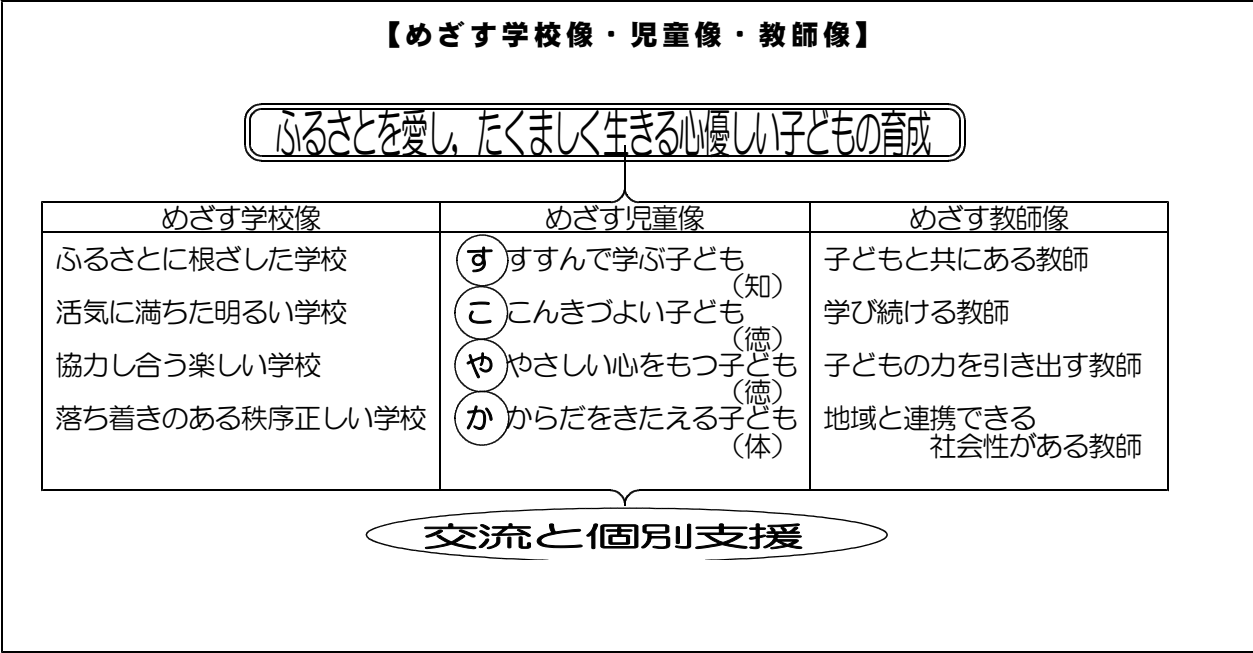
（定義）第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校及び学校の教職員の責務）第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第1義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋



- 【いじめ対策委員会】**
- 校 長 ○教 頭 ○生活指導主任 ○教育相談担当

- 【P T A 及び関係機関等との連携】**
- | | | | |
|-----------------|-------------|--------------|--------------|
| ○ P T A 会長 | ○ P T A 副会長 | ○ P T A 文化部長 | ○ P T A 体育部長 |
| ○ P T A 会員 | ○ 学校評議員 | ○ 学校支援会議員 | ○ 民生委員・児童委員 |
| ○ スクールソーシャルワーカー | ○ 医師 | ○ 警察官 | |

《いじめ問題への取組》

【 いじめの防止 】

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめに係る子どもの自己指導能力を育成する。今年度は新型コロナウイルスに児童や保護者・教職員が感染することもあり得ると想定し、それに関連するいじめが起こらないよう指導する。

- | | | |
|--------------------|---|------------------|
| ○ いじめを生まない学校づくり | カ | 子どもの自己指導能力の育成 |
| ア 校内指導体制の確立 | キ | 家庭・地域、関係機関との連携強化 |
| イ 教師の指導力の向上 | ク | 学校基本方針の周知 |
| ウ 人権意識と生命尊重の態度の育成 | ケ | 学校基本方針の取組の評価 |
| エ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実 | | |
| オ 子どもの自己肯定感の育成 | | |

【 いじめの早期発見 】

子どもに関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、さらにはメッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の活用により、児童がいじめを訴えやすいような体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- | | | |
|-----------------------------|---|----------|
| ○ 早期発見のための措置 | | |
| ア 教職員による観察や情報交換 | エ | 情報の収集 |
| イ 毎月末のアンケート調査や、
個人面談等の実施 | オ | 相談機関等の周知 |
| ウ 教育相談体制の整備 | | |

【 いじめに対する措置 】

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- | | | |
|-------------------------|---|--------------|
| ○ 実際の対応 | | |
| ア いじめの発見や相談を受けたときの対応 | オ | いじめの事実調査 |
| イ 組織的な対応 | カ | 集団への働きかけ |
| ウ いじめられた児童及びその保護者への支援 | キ | 継続的な指導 |
| エ いじめた児童への指導又はその保護者への助言 | ク | ネット上のいじめへの対応 |

【 重大事態発生時の対処 】

(1) 学校又は教育委員会による調査

① 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- 相当の期間学校を欠席を余儀なくされている場合
- その他の場合

② 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生地の報告を行う。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

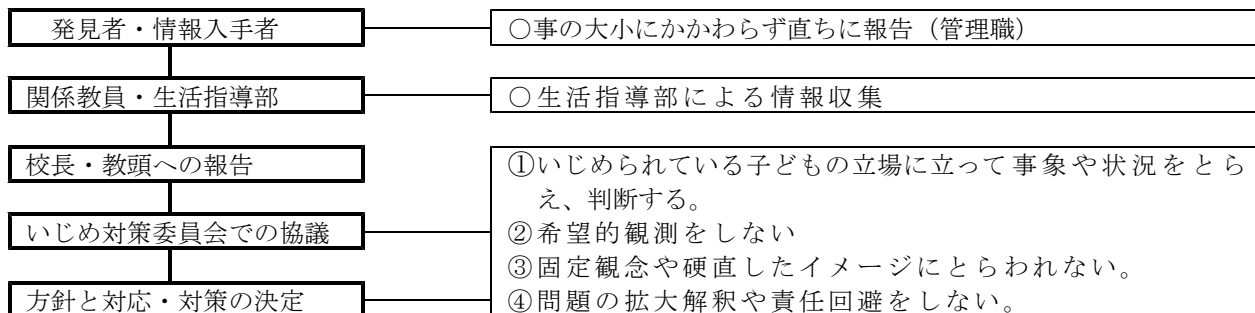
- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校、教職員がどのように対応したか
- などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(2) 調査結果の報告及び提供

① 調査結果は、速やかに報告を行う。

② いじめを受けた児童及び保護者に対する情報を適切に提供する。

《 いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応 》



いじめられている子どもへの指導

(1) 指導上の留意点

- ① いじめの事実を把握する。
- ② 不安を除去し、安全を確保する。
- ③ 訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④ 苦しみを受容する。
- ⑤ 活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥ 対人関係の回復を支援する。
- ⑦ 自己主張への積極的支援を図る。

(2) いじめられている子どもに寄り添う指導

- ① いじめられている子どもに責任を求めるのは、いじめ行為を認めるのと同じである。
- ② いじめ行為を止めさせることが先決である。

<保護者への対応と連携>

【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】

- ① 通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。
- ② 誠実に対応する。

【学校から第一報を伝える場合】

- ① 誠意が伝わる連絡をする。
- ② 緊急の対応策について説明し、意見を聞く。

【その後の対応】

- ① 約束事を守る。
- ② 面談や家庭訪問を継続する。
- ③ 学校と家庭が情報交換を密にする。

いじている子どもへの指導

(1) 指導上の留意点

- ① いじめの事実を把握する。
- ② カウンセリング・マインド
- ③ いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- ④ いじめ行為の悪さをわからせる。
- ⑤ 人権と生命の尊さをわからせる。
- ⑥ 健全な人間関係を育成できるよう支援する。
- ⑦ 教師との信頼関係をつくりあげる。
- ⑧ 指導を継続し、徹底させる。

(2) いじめられている子どもの気持ちをわからせる指導

- ① ロールプレイング（役割演技）の活用
- ② ロールレタリング（役割交換書簡法）の活用

<保護者への対応と連携>

【いじめの事実を保護者に連絡する場合】

- ① 家庭訪問をして事実関係を確認する。
- ② いじめられている子どもの状況を知らせる。
- ③ 必要以上に原因を追求しない。
- ④ 子どものかかわり方について理解する。
- ⑤ 今後の学校の指導方針や対応について理解してもらおう。

【対応するときの留意点】

- ① 保護者の気持ちを理解する。
- ② 誠意ある態度で臨む。

観衆（心理的同調者）の子どもへの指導

- ① いじめへの同調はいじめ行為であることをわからせる。
- ② いじめを受けている子どもの気持ちを理解させる。
- ③ ストレスの除去に努める。

傍観者（無関心者）の子どもへの指導

- ① いじめは自分にとって無関係ではないことをわからせる。
- ② いじめを止めさせることはできなくても、せめて知らせる勇気を持たせる。
- ③ 傍観は加担と同じであることに気づかせる。

学級全体への指導

- ① 話し合いなどを通じていじめを考える。
- ② 心の教育の充実を図る。
- ③ 見て見ぬふりをしない。
- ④ 自らの意志による行動をとれるようにする。
- ⑤ 好ましい人間関係をつくる。
- ⑥ 教師の姿勢を示す。
- ⑦ 学級の連帯感を育てる。
- ⑧ 正義を行き渡らせる風土を培う。

《 いじめ問題への取組についてのチェックポイント 》

指導体制	(1)	○いじめ問題について、特定の教員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導體制のもと実践に当たっている。
	(2)	○「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っている。
	(3)	○いじめについて訴えがあったときは、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制が確立している。
	(4)	○いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡・相談し、協力して対応している。
未然防止	(5)	○お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等の充実に努めている。特に、「いじめは絶対に許されない行為」との認識を持ち、いじめる側が悪いという、明快な一事を毅然とした態度で指導している。
	(6)	○いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実に努めるとともに、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や、共感的人間関係を育成する指導・支援を継続している。
	(7)	○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に行っている。
	(8)	○児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を行っている。
	(9)	○教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っている。
早期発見・早期解消	(10)	○児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
	(11)	○校内に児童の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制が整備されている。また、配慮を要する児童には、不安や悩みの解消に向け、適切に働きかけている。
	(12)	○教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの学校内外の専門家を活用している。
	(13)	○いじめ対策委員会を設置し、それぞれの問題を的確に検討することにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努めている。
	(14)	○いじめられている児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
	(15)	○いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
	(16)	○いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。
家庭関係機との連携	(17)	○年度初め等に、いじめ問題に対する学校の指導方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るように努めている。
	(18)	○いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たるとともに、必要に応じてこども・女性・障害者支援センター、警察等の関係機関と連携協力を図っている。
	(19)	○学校以外の相談窓口について、周知や広報を行っている。
	(20)	○PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を進めている。